



多田小学校通信

多田の里 だ よ り

令和5年4月28日号 ミマモルメ配信

悩んでいます

今、学校は悩んでいます。登下校や放課後の運動場開放のことです。悩んでいるのは、けがや事故発生時についてです。

登下校中については、学校保健安全法で「児童生徒等に対する通学路における安全指導を行うこと、警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携に努めること」が学校の役割とされています。つまり、登下校中のけがや事故の責任ではなく、登下校について警察、地域や家庭と連携して交通安全等について指導していくこと、事故にあわないように子どもたちが気を付けるようになることを学校は目指します。また、登下校の見守りについては、地域の安全協力員の方々と PTA が愛護部を中心に子どもたちの安全確保に尽力していただいています。しかし、けがや事故発生時に責任を持つものではなく、ボランティアとしての活動です。

放課後の運動場については、多田小学校は下校帰宅後に遊ぶことを認めています。放課後、教職員は校内で他の業務にあたっており、安全管理を担うことはできません。子どもたちが自主的に運動場使用のルールを守り、安全に配慮しながら遊んでほしいというのが願いです。しかし、現状としては、ボールをプールや幼稚園の園庭に入れてしまったり、けがをしまったりすることが度々あります。『先生、ボールがプールに入りました。』『けがをしました。』と報告に来るのですが、そのたびに業務を中断して教職員が対応しなければなりません。けがや事故についても、学校としてその責任を負うわけにもいかないのです。

登下校も放課後の運動場開放中のけがや事故についてもその責任は保護者となってしまいますが、本来は子どもたちが自主的に安全に気をつけて生活することにあると考えています。遊ぶことは子どもの固有の権利ですが、学校がそのすべてに責任を負うことはできません。多少のけがであれば家に帰って消毒等対応してもらえたらなあと思うこともあります。

登下校や放課後の運動場での遊びについて、学校のルールを改めてお伝えしますので、ご家庭で子どもたちとお話しいただければと思います。

楽しく安全に過ごすこと、それが一番の願いです。

登下校について（日本スポーツ振興センターの保障対象）

1. 校外児童会で決まった登校班で、8時から8時15分までに登校する。
2. 決められた道順にしたがって登下校する。
3. 一人で登校しない。
4. 寄り道をしない。
5. 登校から下校までの間、許可なしに学校から外に出ない。
6. 忘れ物は、登下校中は取りに帰らない。

放課後（日本スポーツ振興センターの保障対象外）

1. トイレ以外は校舎に勝手に入らない。用があるときはインターホンを押す。
2. 4年から6年は、自転車に乗ってきてもよいが、運動場には乗り入れない。また、自転車は自転車置き場に置くこと。
3. 軟球や硬球など硬いボールでの野球ゲームはしない。木や金属のバットは使わない。プラスチックバットやフワフワボールは、使ってよい。まわりの安全に気をつけて、校舎側でする。
4. サッカーをする時は、まわりに気をつける。
プール前倉庫、幼稚園前フェンス、スポーツ21のフェンス、公民館側フェンスに向けてボールをけらない。(けがや物がこわれる可能性があるため)
5. キックボードなど乗ってこない。持ってきて遊ばない。
6. ゲーム機やおやつはもってこない。
7. 下校後、学校に来て遊べる時刻は、
2月～10月・・・午後5時、11月～1月・・・午後4時30分